

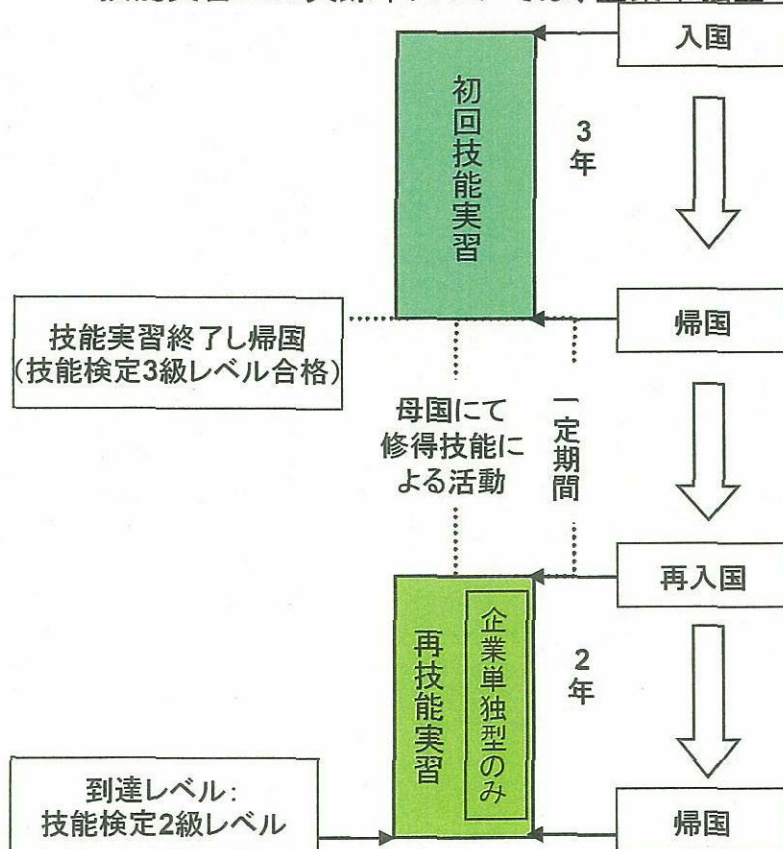
## 5. より高度なレベルの技能実習

- 使用者団体や受入れ団体から、いったん帰国した実習生の再入国による実習(再技能実習)の要望がある。  
 再技能実習については、一般にトータルの滞在期間が長期化することによる失踪・定住化のおそれがあること、長期(5年以上)に渡って家族の呼び寄せを制限することは人権上の問題が生じるおそれがあること、現行の技能実習制度において、団体監理型を中心に、技能移転の実効性や労働条件の確保などの問題点が指摘され、その適正化が求められている実態があること等を踏まえる必要がある。

再技能実習については、現行制度において技能移転や適正な運営がなされていること、帰国が担保されていることが前提であり、概ね技能移転や適正化が図られ、失踪率も低い「企業単独型」に限り、現地法人における更なる技能向上のためなど個別の審査により再実習の必要性が認められた場合に、2年間に限定し(合算して5年以内)これを認める。

(※)・不正行為認定件数の98%が団体監理型である。

・技能実習生の失踪率については、企業単独型では1.5%、団体監理型では4.0%。



例えば、下記のような要件を踏まえた上で、定住につながらないこと等を個別に審査し、受入れの可否を判断

- ・ 実習生は、初回実習終了後、必ず帰国し、帰国後一定期間(例えば3年)以上経過、かつ、その間技能移転を図っていること
- ・ 実習生は、初回技能実習終了時に技能検定3級レベルに合格していること
- ・ 受入れ企業について実習終了時の評価試験(3級レベル)の合格率が高いこと

※ なお、現行の「研修」においても、個々に審査し合理的な事情があるときは、「再研修」が認められている。